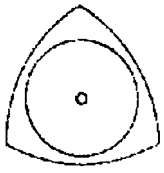
**様式第三号**（第三条関係）

表面



裏面



き章の様式

一、き章構図

(1)　直径十七ミリメートルの円に内接する円みを帯びた三角形の「食」文字模様の中心に「監」の字を収める。

(2)　「食」の字を図案化し、「監」及び図案を浮出しとする。

(3)　裏面にボタン穴ネヂ止式の取付具を付する。

二、き章材質

(1)　真鍮（ちゅう）基台に黒焼付うるしとする。

(2)　「監」の字を銀メッキとして「食」文字模様を金メッキとする。

**○内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第一号**

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）を実施するため、特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成十一年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「読み替えて」を削る。

別記様式の表面中「発行者名」を「発行者」に改め、同様式の裏面中「、第1項から第3項までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と」を削り、「「通信販売電子メール広告受託事業者」を「「通信販売電子メール広告受託事業者」に、「前項において読み替えて」を「前項において」に、「を第6項において読み替えて」を「を第6項において」に改め、同様式の備考中「内閣総理大臣」の下に「、消費者庁長官若しくは経済産業局長」を加える。

**附　則**

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

**○内閣府、農林水産省令第八号**

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十一条の二第一項並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十二条第三項、第五項及び第八項の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　石破　茂

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令

（消費者庁長官又は農林水産大臣に対する申出の手続）

**第一条**　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二十一条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。

一　申出人の氏名又は名称及び住所
二　申出に係る農林物資の種類
三　申出の理由
四　申出に係る農林物資の製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。次条において同じ。）の氏名又は名称及び住所
五　申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

（都道府県知事の行う指示の内容等の報告）

**第二条**　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　指示をした製造業者等の氏名又は名称及び住所
二　指示をした年月日
三　指示に係る農林物資の種類
四　指示の内容
五　その他参考となるべき事項